

平成 20 年 4 月 3 日

「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する 今後の基本的取組方針（厚生労働省）

- 年金記録問題への対応については、昨年 7 月 5 日の政府・与党取りまとめに沿って、第 1 段階として、「5000 万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせ、その結果、記録が結び付く可能性がある方々 1030 万人への「ねんきん特別便」の送付を、本年 3 月末までに完了した。
- 本年 4 月からは、第 2 段階として、3 月までにお送りした方以外のすべての年金受給者に 5 月までに、また、すべての現役加入者に 6 月から 10 月までに、合計 9500 万人に「ねんきん特別便」をお送りすることとしている。
- すべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りする第 2 段階では、市町村、経済団体、企業、労働組合等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進めることとしている。
- このため、厚生労働省においては、「ねんきん特別便」に関する周知・広報、「ねんきん特別便」を受け取られた方への支援等について、省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々の御協力を得て取り組むことにより、国民お一人お一人による年金記録の確認と回答を推進することとする。
- 具体的には、以下の取組を通じ、「ねんきん特別便」に係る確認・回答の円滑・確実な実施を図る。
 - ① 年金受給者については、高齢者関係団体、介護・医療関係団体等の協力を得て、施設に入所されている方、在宅サービスを受けておられる方等を含めた年金受給者お一人お一人にご自身の年金記録を十分に確認し、回答していただく。

- ② 現役加入者については、業種別団体や障害者関係団体その他当省所管の独立行政法人・公益法人等の協力を得て、障害をお持ちの方も含めた現役加入者お一人お一人にご自身の年金記録を十分に確認し、回答していただく。

(参 考)

『厚生労働省年金業務改革推進本部』組織図

<本部>

本部長	厚生労働大臣
本部長代理	副大臣（本部長の指名する者） 政務官（本部長の指名する者）
副本部長	事務次官 厚生労働審議官 社会保険庁長官
本部員	官房長 総括審議官 政策評価審議官 審議官（年金、年金管理組織再編準備担当） 医政局長 健康局長 労働基準局長 職業安定局長 老健局長 保険局長 年金局長 政策統括官（社会保障担当） 社会保険庁総務部長 運営部長 社会保険業務センター所長 社会保険大学校長 東京社会保険事務局長

※ 設置規定第2条5により、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができることとされており、平成20年4月3日の第3回会議には、社会・援護局長、障害保健福祉部長も参加。

<事務局>

事務局長	総括審議官（総務担当）
事務局次長	本部長の指名する者
事務局(庶務)	官房総務課